

第 2 9 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 2 年 4 月 20 日 月曜日 13 時 30 分

会津美里町役場 本庁舎 2 階 203・204 会議室

会津美里町農業委員会

第29回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年4月20日 月曜日 13時30分～14時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 203・204 会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 横山 恒雄	
	3番 大越 洋一	
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
	推進委員 船田 民一	推進委員 児島 三雄
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 根本 功
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 神村 修一
		推進委員 歌川 浩司
		推進委員 山内 榮一
		推進委員 平山 信雄
		推進委員 國分 猛
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	

4. 議事録署名人 1番 渡部 稔 2番 横山 恒雄

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局長 それでは、ただ今から、第28回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名委員の指名をいたします。
1番 渡部 稔 委員、2番 横山 恒雄 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、譲渡人、譲受人。申請農地は、小沢字下小沢57番 外2筆 田 5,721.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は病気等で労働力不足であるため、譲受人は相手方要望のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり325,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転です。

受付番号2番、譲渡人、譲受人。申請農地は、松沢字二本松24番 畑 2,745.00㎡でございます。申請事由でございますが、高齢化による経営縮小、譲受人は経営規模拡大によるものです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり200,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

受付番号3番、譲渡人、譲受人。申請農地は境野字境野535番 畑 400.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり250,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

受付番号4番、譲渡人、譲受人。申請農地は、字新布才地37番 1 外2筆 田 2,783.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望です。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり500,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

受付番号5番、譲渡人、譲受人。申請農地は字台ノ下3651番 田 380.00㎡でございます。申請の事由でございますが、譲渡人は資金を必要とするため、譲受人は相手方要望によるものです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり600,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであり

ます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第 103 号について質疑を求めます。

根本(光)委員 受付番号 1 番について、10 アールあたり 325,000 円ということですが、どういった経過でこの価格になったのか教えてください。

事務局次長 本件につきましては、3 条申請の際にお互いの中で決めたということでこの価格となっております。特に何かが悪いというようなことはありませんが、当該農地は 5 反 7 畝ございますけれども、若干水の入りがよくないということは何っております。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 103 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 4 条関係】

議 長 次に議案第 104 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願ひます。

事務局次長 受付番号 1 番、申請人
申請農地につきましては、字高田前川原 3572 番 2 畑 103.00 m²です。転用の事由につきましては進入路とするためということであります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 2 年 6 月 30 日となります。

建設物の名称及び面積につきましては、通路 103.00 m²となります。
なお、現地調査を実施しております。
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求め
ます。
受付番号 1 番については、渡部 稔 委員より報告願ひます。

渡部委員 令和 2 年 4 月 8 日 午前 10 時より現地調査を実施しました。
出席者は、申請者の 〃 氏、仲介不動産会社の 〃 氏、
農業委員会より私と児島 三雄 委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を行
いました。
転用目的としては、これまで国道 401 号線から出入りしていましたが、交通
量が多く視界が悪いということで、東側の公衆用道路に接する申請地を転用
したいというものでした。
土砂流出防止策としましては、南側は申請地より高く、あとは周辺との高低
差はほとんどないため、土砂流出の恐れはないものと思われます。
汚水排水は発生せず、雨水については自然地下浸透となります。
周辺農地の営農条件への影響については、通路としての転用であるため、影
響はないものと思われます。
以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 104 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 104 号は原案のとおり意見を附すことに決定いた
しました。

【農地法第5条関係】

議長 長 次に議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、設定人 〇〇〇〇、被設定人 〇〇〇〇。申請農地は、字高田甲4460番1 畑 276㎡です。権利設定の時期は許可日以降、価格は無償となっております。〇〇〇氏が 〇〇〇氏の孫にあたるため、無償となっております。転用目的は一般住宅の建築であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和2年11月30日となります。建設物の名称及び面積につきましては、住宅敷地57.45㎡、駐車場37.5㎡、通路ほか181.05㎡です。現地調査を実施しております。

受付番号2番、設定人 〇〇〇〇、被設定人 〇〇〇〇。申請農地につきましては、橋丸字橋爪92番1 外1筆 畑 837㎡。移転時期は許可日以降、価格は無償となっております。当該土地につきましては、〇〇〇氏が 〇〇〇〇に寄進するということです。転用目的は駐車場及び参道であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和2年9月15日となります。建設物の名称及び面積につきましては、駐車場913.65㎡、雪捨て場110.21㎡、参道他423.14㎡であります。現地調査を実施しております。

説明は以上です。よろしく願います。

議長 長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。

受付番号1番については、渡部 稔 委員より報告願います。

渡部委員 令和2年4月8日 午前10時30分より、現地調査を行いました。
出席者は、譲渡人の 〇〇〇氏、妻の 〇〇〇氏、娘の 〇〇〇氏、申請代理人の 〇〇〇行政書士、農業委員会からは私と児島 三雄 委員、事務局でございます。

転用目的は一般住宅の建築ということで、実家の近くに住宅を構えたいとのことでございます。

土砂流出防止策については、擁壁を設置し、流出を防ぐということです。

また、付近に農業用排水施設はなく、汚水排水につきましては公共下水道を利用し、雨水については自然地下浸透させるとのことです。

周辺には、農地もなく営農条件への影響はありません。
以上、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 受付番号2番については、船田 民一 委員より報告願います。

船田委員 受付番号2番について、令和2年4月8日 午前11時より、現地調査を行いました。

出席者は、 の 氏、 氏の代理として司法書士の 氏です。農業委員会からは根本 光一 委員、私、事務局でございます。

当該場所については、もう20年ほど畑としては使われていない土地でありまして、ここに駐車場と参道を新たにつくりたいというものです。

現地を確認したところ、多少の段差がありますが、なだらかにすることで土砂の流出を防止するとのことです。当面コンクリート舗装はせず、砂利を敷いて対応するという事です。

敷地境界もはっきりしており、問題ないものと思われまます。

また、駐車場ですので汚水排水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるとのことです。

以上、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第105号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第105号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 106 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、まず受付番号 1 番から 22 番までについて、一括して質疑を求めます。

根本(光)委員 受付番号 20 番について、どういった理由で無償になっているのでしょうか。

事務局次長 受付番号 20 番につきましては、今年度実施予定であります、荒廃農地再生事業の該当地であります。町が補助金を交付して荒廃農地を再生させて、農振地域内の農地を守るという事業でございます、それについては国の事業と同様に、無償の利用権設定を 10 年以上結ぶことと決めております。

議 長 そのほかにごございませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、議案第 96 号 受付番号 1 番から 22 番までを採決いたします。

原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 1 番から 22 番までは原案のとおり意見を付すことに決しました。

【荒廃農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次、議案第 107 号 荒廃農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 本件は、12 筆ございますが、同一人のものでございます。当該農地は連担しております。申請人は、所在地は字布才地 298 番 1 から 309 番 1 で、中央地区の整備地区に隣接する農地であります。当該農地は、申請人が昭和 57 年に取得しております。ただ、機械等を保有していなかったため、取得当時から耕作できずにいたということであります。中央地区から繋がる水路はあるものの、一度も通水をしていないと現地を確認しております。本人に耕作の能力も意志もない状態となってしまうので、今回非農地の申請をするものであります。現地は周辺の農地からは道と水路で分断されておりまして、さらに高さも一段高くなっております。そのことから、非農地としても差し支えないものと判断されて然るべきと考えられます。
説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第 107 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
議案第 107 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 107 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終わります。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第73号から第76号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第73号につきましては、5件の届出が提出されております。相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 次に、報告第74号については、2件の証明願が提出されております。事務局専決規程に基づき、証明書を発行しております。

受付番号1番につきましては、 の駐車場部分であります。受付番号2番につきましても、分かれておりますが、隣の薬局の敷地となりまして、同一箇所の申請となります。

【合意解約について】

続きまして、報告第75号につきましては、13件の合意解約書が提出されております。合意事項でありますので、説明を省略したいと思います。

【農業委員及び推進委員の募集等要項について】

事務局次長 農業委員及び推進委員の募集等要項についてでございます。

— 農業委員会委員募集等要項に基づき内容を説明 —

事務局次長 説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理 以上をもちまして、第 29 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
()

会議録署名人 _____ 印
()

会議録署名人 _____ 印
()